

技術の向上、能率の増進その他
合理化に関する重要な事項

3 運輸大臣は、第一項の規定により合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(合理化実施計画)

第四条 運輸大臣は、毎年、海運造船合理化審議会の意見をきいて、合理化基本計画を実施するため必要な合理化実施計画を定めなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の変更)

第五条 運輸大臣は、造船技術の著しい進歩又は中小型鋼船造船業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、海運造船合理化審議会の意見をきいて、合理化基本計画又は合理化実施計画を変更するものとする。

2 第三条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(資金のあつせん)

第六条 政府は、合理化実施計画に定める中小型鋼船造船業の合理化のための設備の設置に必要な資金

のための設備を公表するものとする。会の意見をきいて、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。

一 中小型鋼船造船業における設備及び工事の方法の基準に關する事項

二 中小型鋼船の製造及び修繕に

<p>従事する者の技術的能力の基準に関する事項</p> <p>三 中小型鋼船の設計の基本に関する事項</p> <p>附 則</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>2 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のよう改正する。</p> <p>第一条、第二十二条第二項並びに第二十二条の四第三号、第四号及び第六号中「モーターボート」を「モーターボートその他船舶」に改める。</p> <p>3 この法律は、昭和三十九年三月三十日限り、その効力を失う。</p>

理由

中小型鋼船の輸出を振興し、及び海運業の健全な発達に資するため、中小型鋼船造船業について、合理化基本計画を策定し、これに基いてその合理化を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一は、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を増加することといたしたことあります。現在の日本国有鉄道は、理事会が最高意思決定機関として業務運営の中心をなしております。この理事会に支社の事情を反映させ、また理事会の意向を支社に十分徹底させるために、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るようにならしたわけあります。

第二は、日本国有鉄道が、限定した範囲内で他の事業に投資することができる旨を明らかにいたしたことあります。現在、日本国有鉄道は、帝都高速度交通営団法に基きまして、帝都高速度交通営団に対しても投資しておりますが、このほか、日本国有鉄道の投資につき、運輸大臣の認可を受けて、将来的技術革新及び国際競争に寄与するとともに、輸出の促進をはかる所存であります。他方、中小型鋼船造船業に対しましては、最近の東南アジア各国に対する賠償の進展及びその他の後進国との競争も考慮して、日本中小型鋼船造船業の合理化をはかり、もつて

け、最近では公共企業体審議会の答申もあり、また当委員会におきましても、絶えず御批判と御指導を受けて参つたのであります。政府といたしましてもこれらを十分尊重いたしまして、日本国有鉄道がその設立の趣意を生かして能率的な運営を確保し、もつて公共交通の福祉を増進し得るよう種々検討して参つたわけであります。支社制度の強化等につきまして改善の方途に結論を得ましたので、これを実施に移すため、日本国有鉄道法に所要の改正を加えるこの法律案を提出いたすことになりました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を増加することといたしたことあります。現在の日本国有鉄道は、理事会が最高意思決定機関として業務運営の中心をなしております。この理事会に支社の事情を反映させ、また理事会の意向を支社に十分徹底させるために、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るようにならしたわけあります。

第二は、日本国有鉄道が、限定した範囲内で他の事業に投資することができる旨を明らかにいたしたことあります。現在、日本国有鉄道は、帝都高速度交通営団法に基きまして、帝都高速度交通営団に対しても投資しておりますが、このほか、日本国有鉄道の投資につき、運輸大臣の認可を受けて、将来的技術革新及び国際競争に寄与するとともに、輸出の促進をはかる所存であります。他方、中小型鋼船造船業に対しましては、最近の東南アジア各国に対する賠償の進展及びその他の後進国との競争も考慮して、日本中小型鋼船造船業の合理化をはかり、もつて

第三は、運輸大臣の職権の一部を陸運局長に委任することといたしたことあります。現在までは日本国有鉄道の監督はすべて本省のみで行なつて参りましたが、地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行わせることにいたります。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案につきまして、その提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案につきまして、その提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

第一は、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を増加することといたしたことあります。現在の日本国有鉄道は、理事会が最高意思決定機関として業務運営の中心をなしております。この理事会に支社の事情を反映させ、また理事会の意向を支社に十分徹底させるために、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るようにならしたわけあります。

第二は、日本国有鉄道が、限定した範囲内で他の事業に投資することができる旨を明らかにいたしたことあります。現在、日本国有鉄道は、帝都高速度交通営団法に基きまして、帝都高速度交通営団に対しても投資しておりますが、このほか、日本国有鉄道の投資につき、運輸大臣の認可を受けて、将来的技術革新及び国際競争に寄与するとともに、輸出の促進をはかる所存であります。他方、中小型鋼船造船業に対しましては、最近の東南アジア各国に対する賠償の進展及びその他の後進国との競争も考慮して、日本中小型鋼船造船業の合理化をはかり、もつて

達に寄与しようとするものでありまして、その骨子は次の通りのものであります。

本案の対象となる中小型鋼船造船業は、主として総トン数三千トン未満の鋼船の製造または修繕を行う事業であります。これら造船業の相当部分は、中小規模の企業者によつて経営されておりますので、本案はまた中小企業の建設的かつ積極的な育成策として重要意義を有するものと考えます。

本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具備すべき適正な製造設備、検査設備、製造方法、従業員の技術的の能力の基準及び設計の基本等について公表し、各企業の工場の具体的技術の向上目標を示して、当該造船業の一段の努力を期待しようとするものであります。本措置につきましては、造船技術に関する学識経験者をもつて構成する造船技術審議会に諮り、その適正を期することいたしました。

ギリシャの諸国でございます。すでに再審査を終りまして通告いたしましたが、イギリスとオランダでございますして、ただいまギリシャとフランスの事件を再審査継続中でございます。

○井岡委員 なおそのほかに再審査を請求してくるところがあるかどうか、その見通しを一つお伺いしたいと思います。

○富岡説明員 お答えいたします。今後、月を通じてござりますが、見通しの前に、まず本法の存続期間に関連いたしまして、内政の関係によるま

ら、なお今後再審査の要請が出てくるかどうかという問題でござりますが、ただいま申し上げましたように、先ほどのギリシャなりフランスの現在審理をいたしております事件につきましては、法律のただし書きによりまして、その事件の継続中はたとい期限が参りますとしても、なお有効ということに相なつておりますので、従いまして新しい事件が予想されない場合におきましては、本法が継続されなんの場合におきましても、現行の審理中のものにつきましては審理は可能ということに相なるわ

題を解決して、いわゆる敗戦という重荷を除いてもらうようになつて努力をしていただきたいということをお願いして終ります。

○塚原委員長 他に御質疑はございませんか。——ないようではございませんので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論に入りたいと存じますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○塚原委員長 御異議なしと認め、こ

捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○ 塚原委員長 起立総員。よつて、本
案は可決されました。

なお、ただいま可決されました本案
の報告書の作成につきましては委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたしました。

卷之三

○塚原委員長 次に、国内旅客船公団

法案及び港湾運送事業法の一部を改正する法律案を一括議題として審査を行

いります。

質疑の通告がありますので、これを許します。關谷勝利君。

○關谷委員 海運局長はおりませんか。一大亞にお尋ねするのと関連しま

方田はお尋ねしないと……。

第一類第十号 運輸委員會議錄第六号

運輸委員會議錄第六号

○塚原委員長 ちよつと速記をやめて。

速記中止

○塚原委員長 速記を始めて下さい。
——關谷勝利君。

○關谷委員　国内旅客船公団、これができることにつきまして、私たわは令の情勢から判断いたしまして非常にけつこうなことであるというので賛成をいたしておりますが、条文の中でわざりにくいところがありましたら、いろいろな点がありましたので、簡単に尋ねを申し上げてみたいと思います。

席

この目的の書き方ありますか

力目からお客様を願いなしのままあります、「国内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者等に協力する」二二、

うことになつておるのであります、
たゞばく然と「資金の調達が困難であ

る海上旅客運送事業者」と書いてある
のであります。が、資金調達が困難でな

いといふ事業者はどの程度のものがこの点はこれから先の法の運用について

から一つ伺つておきたいと思ひます。

この法律が制定される基本目的として、資金調達だけに重点を置いてあるの

か、次の「民生の安定に必要な航路の維持及び改善に資する」ということと

どちらは重点を置いてあるかといふ
うな御質問ですか。

○關名義眞　この政策が出来ますと
いろいろ計画を立てなければなりません
んし、そうしてまた民生安定といふことを
とを基礎にいたしまして、建造、改造と

いろいろなことにかかるべくあります。この今の旅客定期航路事業をやつております人々は、ほとんど資金的には非常に困難をいたしておりますが、資金調達が困難でないといふ会社といいますのはほとんどないと言つても差しつかえない。具体的に言いますと、関西汽船くらいでも取り上げればあるいはこれが資金が調達困難でないといふようなことが言われるかもしませんが、その他のものは私は全部含めてしかるべきものだと思います。もしさうだいたしますと、これから先、資本の問題にもかかつて参ります、計画の面にもかかつて参りますので、私どももあとの計画その他いろいろな面から考えてみますと、この資金の調達が困難でないという事業者というものをどういうふうに見ておるのか、というふうなこと。具体的に申しますと、これは資本金の多寡とかあるいは配当の有無というようなことがこの資金調達に關係があるかといふうことともお聞きしておきたいと思いますので、お尋ねいたしましたわけであります。

社の一般大衆に与えまする影響力の大
小というようなことをにらみ合せま
で、単に船会社が困つておるからとい
うだけの理由でなくして、その会社がりつ
ぱな船を持つことが一般大衆に非常
に大きな影響を与えるといふやうなこ
とも重要な判定材料となると思いま
す。従いまして、ここにごく形式的の
ワクを作りまして、それによつて判断
するといふよくなことは、実際問題と
すると実情に合わないと思いますので、
かなり広い範囲における認定の幅をと
る旅客船公団の当事者に与えることに
なると思います。それが実際的であろ
うと思います。

を考え、あるいはこの資金の調達が困難だというふうなものを非常に厳格なワクで縛つていかなければならぬのであります。ですが、どの辺が限界になるのかは、これは計画がわかつておりますし、資本金がわかつておりますし、融資團關係あたりも大体見当がついておると思いますので、例でもあげてもう一つ、て、どの程度のものというふうなことで大体の見当がつきませんことには、みんなこれができたからと、いろいろな計画を作つて書類を出した、お前のことろはいかぬのだというふうなことで、一ぺんにはねつけられるものなら、わざわざその手数をかける必要もないわけであります。が、この点あたりがどういうふうになりますのか、資金の最初の書き方といふものがあまりにもばく然としておりますのですから、その点全部に影響しますので、一つ伺つておきたいと思ひます。

けをまずきめていただきました。これが具体的にどういうふうに実施していくかということに因します施行細則的の準則はどうしても作らなければならぬと思つております。

○關谷委員 これだけの法律ができるのですから、準則ができるといつてありますから、私はその準則といふものを見えましたならばお尋ね申し上げたいと思います。これは大臣に概念論だけお尋ねしておつたのではどうも工合が悪いのであります。

○簡玉委員長代理 五分間ほど休憩をいたします。

午前十一時三十一分開議

○塙委員長 休憩前に引き続き再開議いたします。關谷勝利君。

○關谷委員 海運局長にお尋ねいたしました。今大臣にお尋ねをしておつたのであります。やはりこの法案を作られたあなたの方の頭の中に描いておりますことをお尋ねする方がわかりやすいような気がいたしますので……。概念的には大臣からお話を承わつたのであります。が、国内旅客船公団の目的に資金の調達が困難である海上旅客事業者等」と書いてありますが、資金調達が困難でない業者はどのような業者をいうのか。もう少し具体的に申しますと、資本金といふふうなことにについて重点を置いていくのか、あるいはまた配当金があるとかないとか、担保力があるとかないとかいう面においてやつていくのか、どういうふうにいるのか、そんな点を伺つてみたいと思います。

○朝田政府委員 通常金融機関のベー

スに乗りりますものにつきましては、こ
の国内旅客船公団法で今お話を通り除
いておるのであります、八百八十三

の事業者がおりますが、大体において
大半が零細企業であるということで、金
ほとんど全部が金融ベースに乗らない
と概念的に申し上げられると思うので
あります。具体的に通常金融機関の
ベースに乗らないということについて
は、どこからどこまでが乗らないのだ
といふことについて非常にむずかしい
問題だと思います。しかしながら全般
的に見て、零細企業で、しかも従来か
ら開発銀行あるいは一般市中金融機関
のベースに乗るものが、現実に社会通
念上考えられるものがあるのであります
から、国内旅客船公団法においては
そういうものは除く、こういうふうに
考えておられます。

○關谷委員 局長の答弁でよくわかり
ますが、ほんと資金調達が困難
だ、こういうふうに考えておられる。
ただその中で、開銀その他で今まで金
を借りたことのあるようなものは、一
応内容のいいものであると認めてこの
か。

いいまことに零西汽船というふうな物
も含まれる場合がある、こういうふう
に考えていいのですか。

○朝田政府委員 関西汽船の具体的な
例をあげましたので、はなはだ答弁が
しにくくなつたように思います。比較的
な問題ですが、ここで五力
年計画等も私どもが事務のレベルで考
えましたところによりますと、そういう
う通常金融機関の対象になり得るもの
は、関西汽船のようなものは大体あと
回にして、零細企業としかも民生安
定航路を先にするということです。必ず
しもここで除くということは申し上げ
られませんが、そういうものはなるべ
く後順位になる、こういうふうな運用
の仕方をいたしたいと考えております。

○關谷委員 そういたしますと、公団
の事業計画に建造二百十三隻、一万五
千六百一トン、改造十六隻、四千九百
一トン、こういう計画がありますが、
その中に零西汽船が入つて、ますか
入つていませんか。

○朝田政府委員 一応除いてあります

ます、私もごつともだと思うのであり

ます、この民生安定というような立

場からこれを優先的に取り扱つていく

ので、資金の調達が困難なものとい

うなものについても非常に困つておる

ようになります。これは大蔵省と来年あたり

にはまた増額するというようなことが

予算折衝の途上にあって二億といふ

えておりましたが、二億になつたので

あります。これは大蔵省と来年あたり

やはり二億で継続しなければならぬよ

うなことになるのかどうか。もしこれ

で継続するということになりますと、

こういうふうな制度にしたいといふこ

とでこの法案を作成したのであります。

○關谷委員 そうすると、具体的に

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

ね

秀な技術のスタッフも置かなければならぬというふうなことになつて参ります。しかし、いろいろ使用料といふようなものを徴収するにつきましては、これは一年々で払えといふようなことにはなるまいと思います。区切つて少額のものを次から次へと払えといふようなことになると、そういうような会計事務也非常に繁雑になつてくると思ひますし、この仕事は、實際やつてみますと、今考えておるような簡単なものでは、これはやりきれぬといふような気もするのであります。そこらの点の見通しと、それから折衝いたしました際に、将来これがふえる可能性があるのかどうかという見通しをちょっと伺つてみたいと思います。

上の経緯はどうなつてゐるか、こういふ御設問であろうと思うのであります。一千四百万円ではこの大事な公団を運営いたします場合に非常に窮屈であると思ひます。そこで、お話をございましましたように五億の要求をいたしましたが、財政上その他の理由であります。公団の管理費として第1回ではあります。最も簡素化された一から二億、しかも一千四百万円といふものには、公団の運営体をもちまして、役員を入れまして二十人でございますが、必要最小限度にいたして二億ということになつたのであります。将来、来年度あたりましては、大蔵省はその点約束いたしておりますのはその次の年度において予算折衝上増額できるか、政府出資の増額が可能であるかどうかということにつきましては、大蔵省はその点約束いたしておりません。私ども十分な努力をいたしましてもなおかつできないことがあります。明らかになつた場合には、二億円の出資という条項について法律改正をしなければならぬのぢやないかと思いますが、今の段階におきましては、できる限りの努力を続けていきたい、こう考へておられます。

しておるので。これが少からたら融資の分で一厘でも二厘でも取つてそれで管理費をまかなうという考え方は悪い考え方でありますので、これはどうしても大蔵省と折衝して、せめて管理費だけは資本の利子でまかなえるようにする。そして余つたら金利の引き下げの方に持つていくという考え方で、金が借りられないでの融資をしてやる零細な業者からピンはねをするような考え方だけはやめていただきたいと思うのです。それについて局長はどうんな考え方を持つておられるか。事務費が足りなかつたら利子六分五厘を七分に上げるか七分五厘に上げて、一分のサヤを取つてそれでまかなおうという考え方を持つておられては大へんであります。これがはどういうふうに思つておりますか、はつきり御答弁をいただきたいと思います。

○開谷委員 それから出資の割合ですが、非常に金に困つておる者に公益性の強いいろいろ事業なのだからやつてやらなければならぬ、そして民生の安定ということになつておるのでですから、私は公團七割、事業者三割といふ負担は、事業者にとつてちょっと無理じやないかという気がしますが、入割、二割くらいに変更をするという気持ちはありませんか。

○朝田政府委員 公團の持ち分の割合が多くれば多いほど事業者の負担が軽くいいのでありますけれども、私ども、私どもがこの公團創設の際に政府部内で問題にいたしましたことは、國が手を差し伸べて民生安定航路のための船舶の建造改造を大体計画的に進めるということの前に、地方の民生安定という問題が相当大きな要素を占めておるのでありますから、地方府の協力を相当強く要請されるべき問題である、地方の国民の足でござりますから、地方府がもつと関心を持っていただき、種々の方法を通じて協力をしていくだけという前提に立つておるのであります。

従いまして、共有持ち分の比率も七割、三割という程度で、あとの共有持ち分が多い方がいいのでありますけれども、地方府の協力もこの際強力に要請をいたしたい、またそういう方向で運営をいたして参りたい、こういう考え方でございます。

○開谷委員 そうすると、地方府にも協力さす、こういうことなんですが、地方府の方にはそういうふうなことをこれから交渉せられますか。なお地方府が出すといったしますと、その方法はどういうふうになりますか。地方府が融資するというようなことはできない

○朝田政府委員 これは一般的に地方
府はこういう形で援助すべきであると
いうことを申し上げますことは非常に
むずかしいのであります。といいます
ことは、御承知のように地方府はそれ
ぞれ財政状態を異にいたしております
し、管内の航路数の多いところ少いと
ころ、あるいは離島を持つてあるところ
といったふうにいろいろ事情が違
うので、一律な協力方法を定めるこ
とは不可能だと思います。しかし地方
府独自の判断で適当な方法をもつて協
力してもらいたいということだけは自
治局にお申し入れてあるのであります。
その方法をお尋ねでござります
が、従来からやつておりますことは、
離島航路及び準離島航路に対します航
路補助の強化、あるいは建設改造資金の
補助金の交付、あるいは特別融資と
いったもの、あるいは固定資産税の減
免といったようなものが考えられると思
うのでございます。

できるのですが、三割というのではちよつとこれは答弁に苦しいのではな
いかと思います。そこら辺はどうなんですか。三割というのは多過ぎるので
す。建造する際に融資をしたって、多
少の補助くらいはあったかもしませ
んが、これも微々たるもので一割にも
満たないと思います。九割、一割でこ
れは大へんなことになると思います
が、国が離島航路整備法の補助をいた
します際に、その裏打ちといいますか、
呼び水くらいのわざかのものをやつて
おるというのが通例だらうと思います。
これは航路補助以外に出した前例がど
こかの地方庁にありますか。

る税金減免の規定がありますが、この公団のは一般公団と比較してどんな特徴があるのか、一般公団と同じであるのかどうか、この点伺つておきたいと思います。

○朝田政府委員 御承知の通り国内旅客船の固定資産税につきましては、もっぱら遊覧の用に供しておるものをお除きまして、当該船舶の三分の一の額につきまして課税されることになつておるのであります。すでにある程度の軽減措置が講ぜられておるといつてもいいと思うのであります。必ずしも十分であるとは存じませんが、ある程度の軽減措置は講ぜられておると思のであります。地方税法第六条によりまして、公益事業の非課税、あるいは不均一課税というものが認められておりまして、この規定の活用をはかつて参りたいと思うのであります。

他の公団との問題でお尋ねがございましたが、他の公団ともほぼ同様でござります。

○開谷委員 私だけそう長く質問してもなんですが、あなた方が計画しておられますのが大体計画通りにいきまして二万五百トン余りでありますし、実際に老朽船というか耐用年数をこえたものが五万五、六千トンあります。これは二十トン未満のものも含めます。が、それを含めないようにいたしましても、これは五万トン程度のものがあります。もう五カ年たつたらまた老朽船はふえます。そういうことになれば半分くらいの計画しかできないといふようなことになりますので、この点せつかりこういうような法律ができながから、半分しかできないということでは非常に残念に思つておるのであります。

す。これは大臣にお尋ねいたしましたが、この計画だけではたとえで半分であります、ほんとうにこの法案の趣旨に沿うようなことをするためには、ずっと大蔵省と折衝いたしまして、融資を現在計画しております。簡単になるように、その点につきましては大臣は強力に交渉しまして、そして融資を増額させるという御意思があるかどうか、これを伺つて質問を打ち切ります。

○永野国務大臣 一応これでもつてみますけれども、先ほども申しましたように、これで決して十分と考えておるわけではありません。従いまして、融資が不足すればその融資額の増強に努力いたしますのはもちろん、今の比率の問題も、計画造船なんかと比べましてもう少し奮發しならいいではないかというような御意見もござつともと思ひます。従いまして将来にわたりましては、できるだけ御趣意に沿うような交渉をいたす決心でございます。

○關谷委員 私は国内旅客船公団についての質問はこれで打ち切りまして、港湾運送事業の免許の点について、一、二点だけ質問いたしたいのですが、時間の関係はいいですか。

○塚原委員長 どうぞ。

○關谷委員 まずお尋ねをいたしたいのであります。この要綱にありますところの第三の「登録の拒否に関する規定を整備する。」といふことがあります。これは登録を拒否することができるということになりますと、でき上つて後の登録、拒否することのできる登録と、許可してでき上つたものとそこにどれだけの差があります。

○**關谷委員** できるまではもちろん違
うが、あとで効果は同じということに
なるのなら、登録なら条件を軽えてそ
して登録を申請してくれば登録の受付
をしなければならぬということになつ
て乱立のおそれもあります。その辺々
の状況をよく把握して、乱立しないで
健全な発達をさしていくためには、許
可制にした方がいいではないかといふ
ふうなことも考えられます。が、こうい
うふうな点についてはどういうふうに
お考えになつておりますか。

○**中道政府委員** この港湾運送事業法
の精神いたしましては、国が直接事業
内容に立ち入ることができるだけ避け
ながら、事業の安定と事業の合理的な發
達を期待し得るような条件を醸成する
ことにござりますので、所定の登録基
準に適合したものは何人も事業を行
すこととして、事業者間の公正な競
争を期待しているわけでございます。
従いまして登録基準の一つとして、事
業者の需給状況を見るということは、
本法の基本精神から見まして適当では
ないのでないかと考えております。

○**關谷委員** そちら辺にいろいろ問題
があるので、考え方によりますと、

この方がきついのではないかとうふうな考え方もあるのです。これは登録をしておる登録を今度拒否ができるのを聞いておいて、制限をしたから、今度拒否しておいて、制限をしておいて、そこら辺で許可制にしたうがった考え方をすれば、そういうふうな考え方もできないこともないのでありますし、許可をしたもののは、一応許可をするとなかなか取り消すといふことはできない。登録ならそれよりはやりやすいといふような意見の方が強いようですが、もちろん関係もあるのかもわかりませんが、許可制にした方が非常に業界も安定するのではないかというふうな意見の方もできることもないのです。

○中道政府委員 現在の港湾運送事業の情勢から判断いたしまして、登録の拒否の条件を整備するということですが、大体妥当であるといふうに判断をいたしておるわけであります。

○齋谷委員 この場合あまり深いことをお尋ねしてもこれはあまり小さな議論になるかもしませんから、そういうことは省きますが、この港湾運送事業に関連して、私は検査關係について伺つておきたいと思います。船積み貨物の検査、鑑定、検量の業務といたることは、その性質上非常に厳正をするものであり、公共性の強いものであります。これが今やはり届出でやりますが、これは今やりますが、いろいろなことになつておりますが、

将来これを規制するとかなんとかいう方法はありませんか。私がなぜこれを尋ねるかといいますと、穀検と申しますが、穀物検定協会というのが業界へだいぶはみ出してきまして、業界を混乱しておるような実情があるのを、この実情は局長はよく御承知であるとおもいますが、こういうような状態を何か是正するような方法、秩序を確立するような方法はないのかという

ことでお尋ねしておるわけであります。具体的な問題とそれから将来規制をしようとするとどうかというようなことについての局長の御意見を伺つてみたい。

○中道政府委員 検数、検量、検査につきましては、現在海上運送法に規定されておりまして、その内容は、検数業、検量業、鑑定業の事業開始の届出及び検数人、検量人、鑑定人となろうとする者についての登録制度ございますが、これらの業務が港湾におきまして商取引の公正円滑化に与える影響が非常に重要だと考えますので、この法規制を強化する必要があると考えるわけでございますが、どのような法規制に改正すべきかということは、現在お話をのような実情等もいろいろ検討いたしております、研究中でござります。

○關谷委員 この問題は、外国ではタリマンというのは非常に厳正などといいますか、非常に高度の規制をするかわりに、非常にこれをたつとぶということになつておるのであります。私、ぜひこれは将来規制する方法を考えていただきたい。これは港湾運送事業よりもう一つ大きなことじやないかと思いますので、この点は一つよく御檢

討願つて早急の機会に法制的に規制をするようにしていただきたい、こういふうに思つております。なお法案が通過いたします際には、これは委員長にお詰りをいたしまして、理事会にも諮つていただいてこの附帯決議をつけたいと考えておりますので、この点よく御検討願いたいと思います。私はこれで質問を終ります。

○堺原委員長 次会は来たる十三日金曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

〔参考〕

捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕